11 資金を確保したい

事業担当:農政課

11 - 4

青年等就農資金

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために 必要な資金を長期、無利子で日本政策金融公庫が融資します。

借入対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町から青年等就農計画の認定 を受けた認定新規就農者

- ※青年、知識・技能を有する者、これらの者が役員の過半を占める法人
- ※農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く

○資金の使途

青年等就農計画の達成に必要な長期資金全般

- 農地等の改良、造成
- 果樹の植栽、育成
- 家畜の購入、育成
- 施設・機械の改良、造成、取得
- ・運転資金 など (農地等の取得は除く)

〇借入限度額

3,700万円 (特認限度額1億円)

〇借入金利

無利子

〇償還期限

17年以内(据置5年以内)

お問い合わせ先

- 日本政策金融公庫高松支店(087-851-2880)
- 各農業改良普及センター